

◆果樹産地再生支援対策事業(台風19号)・果樹経営支援対策整備事業(通常・自然災害)・産地生産基盤パワーアップ事業を実施した皆様へ

事業実施から8年間は、計画実施した内容を維持する必要がある。

このため、栽植した樹が枯死など欠損した場合は、計画内容に沿って、補植をする必要です。今春に枯死や病害虫によって、伐採が必要になった場合は、今秋や来春に補植を実施する。

また、事情により、実施農地で栽培が困難になった場合は、計画実施した内容と同等(面積・本数・品種など)の代替園地を用意して継続する事で、維持しているとみなされる場合がある。

不明な点は、地区果樹営農技術員まで。

◆高温乾燥・多雨対策について

前回情報No.6を参照し、適切な対策を実施する。

◆秋台風前にトレリス・果樹棚等施設点検について

台風などにより、トレリスや果樹棚の倒壊する事例がある。このため、事前に点検をする。

1. 幹線はしっかりと張られているか。
2. 樹または支柱が固定されているか。→固定が甘いと樹がずれる、倒れる。
3. 隅支柱が最低50cm程度埋まっているか。隅支柱にアンカーまたは斜柱がしっかりと固定されているか。控え線は、切れていないか。サビで切れそうになっていないか。列に対し横方向への幹線並びにアンカーが入っているか。→土壌条件により、適正な深さは異なるが、浅いと倒れる。
4. 中間柱の本数が十分か。→りんご高密度植栽培の例で言えば、7～5mに1本程度必要。
5. すべてを確認し、樹体被害や施設被害にならないよう点検し、必要に応じて修繕を実施する。

◆「チェック！ながの県農業サポートメール」紹介について

県では農業被害の未然防止と被害軽減を図るため、災害発生の恐れがある場合、農業者の皆さんに技術対策を直接届けている。より迅速にかつ確実に情報を届ける、メール配信を利用した、民間の「メールマガジン」を活用した情報配信(無料)を活用する。

1. 配信媒体：メールマガジン(株)まぐまぐ
2. 配信する内容：災害の発生が予測される場合、注意喚起・事前対策などの情報。
3. 登録方法：【URL】 <http://www.mag2.com/m/0001627956.html> より

◆盗難に注意

農産物・資材・車両等の盗難に気を付ける。施錠・園地に置きっぱなしにしない等の対策を実施する。

◆農作業に係る留意事項について

毎年、地域住民より苦情が寄せられます。同じ住民として、配慮しながら農作業をする。また、薬剤散布及び農業による河川水の汚染防止に注意する。

1. 農機具利用の際は、騒音に注意する。特に早朝等に注意する。
特に爆音機は、長野県の条例により、住居から直線距離にして200メートル未満の位置で使用しないこと。早朝及び夜間には、使用しないこととなっている。
2. 長野市では、廃棄物の野外焼却は禁止されている。例外として、農業者が行う稲わらや剪定枝等の焼却など認められているが、不要な野焼きはしない。住宅地等が近い場合は、隣近所に声をかけ、あらかじめ了解を得る等の配慮をする。天候や風向きに注意し、風の強い日には焼却しないといった点に配慮し、消防書への届け出を必ず行い適正な処理をする。

3. 農薬散布は、隣近所・園主に声をかけ、農薬飛散しないよう、時間帯や風向きに注意し、住宅・駐車場の車・洗濯物、河川、畜舎に注意するとともに、他の作物に薬液が掛からないように十分注意する。
農薬の調合液を作る時は、希釈倍率と使用量を守るとともに、調整液が残らないように必要量だけ調整する。やむを得ず残ってしまった調整液や散布器具を洗浄した液は、散布ムラの調整等に利用し河川には絶対に流さない。
なお、散布者自身の健康のため、マスク・カップ等装備をし、適切な対策を図る。
4. 農業用ビニール・ネットが強風等、飛散しないように管理する。
5. 車両運転などの際は、道路状況に注意し脱輪や転落などならないようにする。また、荷物を積む場合は、荷崩れにならないようロープ等でしっかり固定する。走行の際に、新聞紙やウレタンなどが飛散しないようにする。多くの車両などが出入りする場所は特に注意し、事故等ないようにする。
6. 農産物・資材・車両等の盗難に気を付ける。鍵のかかる場所に保管する。必ず施錠をする。

◆シンクイムシ対策について

シンクイムシ類は、果樹において果実害等大きな問題となり、農家の収入に大きな影響を及ぼす。特にスモモヒメシンクイは、発生源の一つとして、自家用等に園地のプルーン・スモモや庭先に植えられているハナモモ・ボケからも飛来する。発生源にならないよう管理すると共に、近隣に管理不徹底の樹がある場合は声掛けをし、適正管理を促す。

◆鳥害対策について

前回情報No.6を参照し、適切な対策を実施する。

◆土壌分析診断について

高品質の果実を毎年安定して生産する為には土壌分析を行い、土壌条件等を把握した上で土づくりと施肥をすることが大切です。

果樹は9月礼肥前が診断としては最適です。毎年、同園地を実施する必要はありませんが、数年い一度は実施しましょう。

果樹園の土作りの一助として活用いただくようご案内致します。

1. 申込・採取方法

- 1) 各流通センター・共選所で「申込用紙」(最新版)と「土を入れる専用の封筒」を受け取る。
- 2) 採取方法などは、申込書に記載。内容に沿って、各流通センター・共選所まで。
- 3) 診断結果は、時期によって異なります。1～2週間から2～3カ月と幅がある。

2. 検査内容について ※主なコース

コース	費用	調査内容	調査項目
Aコース	1,950円	PH、CEC、リン酸、石灰、カリ、苦土など	8
Bコース	5,450円	Aコース+窒素+微量元素など	16
Cコース	3,250円	Aコース+窒素など	11

◆長野県内における「クビアカツヤカミキリ」の初確認について

長野県（環境部・農政部）から令和8年7月23日、8月13日にプレスリリースされた内容及び確認した内容について、お知らせします。

（引用：長野県「長野県内におけるクビアカツヤカミキリ（特定外来生物）の初確認について」（令和8年7月23日公表）

（引用：長野県「農地で「クビアカツヤカミキリ」の成虫を確認」（令和8年8月13日）

当JAでは、この内容を踏まえ、組合員の皆様へ次のとおりご案内いたします。

外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されているクビアカツヤカミキリ1個体が長野県内で初めて確認されましたので、お知らせします。クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラ、ウメ、モモ、スモモ等のバラ科樹木の樹幹内部に入り込んで内部を食い荒らし、樹木を衰弱又は枯死させてしまう害虫です。

1. 確認状況

- 1）令和8年7月23日、佐久市農地外で成虫を県内初確認。以降、疑いのある事例など確認。
- 2）同年8月10日、御代田町農地外、佐久穂町農地（すもも、プルーン、もも）で確認。

2. 今後の対応

果樹への被害が懸念されることから、農業関係者、生産者及び関係団体に対して果樹園等での警戒について協力を呼びかけます。

県ホームページ等を活用し、県民の皆様に対して、注意喚起を行います。発見した場合は市町村や県に通報するとともに、捕獲した場合はその場での駆除を依頼する等の呼びかけを行います。

4. 主な防除対策

本種を対象とした登録農薬は、適用内容と使用方法を確認し、ラベルの記載に従って使用してください。

食入孔に薬剤を注入する場合は、フラスをできるだけ取り除き、ノズルを孔の奥まで差し込んで注入します。疑わしいフラスをみつけた場合は、食入孔を確認し、針金や千枚通し等で中の幼虫を駆除してください。成虫は、見つけ次第捕殺してください。

5. 皆様へのお願い

皆様の農地などにある、「もも、ネクタリン、すもも、プルーン、あんず、うめ」を中心に樹の点検を実施してください。念のため、りんご、なしも点検することが望ましいです。

県外の報告で、クビアカツヤカミキリが長距離移動するため、車両などにつかまって移動している事が疑われています。このため、国道など主な幹線道路や高速道路沿いから広がっている可能性があります。そのような場所の近隣は、特に注意して点検を実施してください。

クビアカツヤカミキリと思われる個体やフラスを見つけた場合は、県地域振興局または発見場所の市町村の外来生物担当課、JA果樹営農技術員へ情報提供をお願いします。

クビアカツヤカミキリを探す手がかりは、成虫またはフラスです。（詳細別添参照）

※それぞれの特徴については別添URL「環境省チラシ」からご確認ください

成虫を発見した場合：発見次第、殺虫剤の使用や踏みつけなどにより、その場で駆除してください。

その際は、可能な範囲で写真を撮る等して、発見日時、発見場所、発見時の周りの状況等をお知らせください。

※クビアカツヤカミキリは、外来生物法により、生きた状態で持ち運ぶことは禁止されています。

詳細は長野県公式ホームページをご確認ください。

（問合せ先）

長野県 環境部

自然保護課 生物多様性係

電 話：026-235-7180（直通）

026-232-0111（代表）

FAX：026-235-7498

E-mail:shizenhogo@

pref.nagano.lg.jp

（問合せ先）

長野県 農業試験場

病虫害防除部

電 話 026-248-6471（直通）

FAX 026-248-6473

E-mail bojo@

pref.nagano.lg.jp

（問合せ先）

長野県 農政部

農業技術課 環境農業係

電 話 026-235-7222（直通）

026-232-0111（代表）

FAX 026-235-8392

E-mail:nogi-kankyo@

pref.nagano.lg.jp

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」

1. クビアカツヤカミキリの概要

- 原産地は、中国、朝鮮半島、ベトナム北部等です。
- 2018年に、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されています。
- 国内では2012年の初確認からこれまでに19都府県※で確認されています。(2026年7月時点)
※ 愛知県、茨城県、大阪府、香川県、神奈川県、岐阜県、京都府、群馬県、埼玉県、滋賀県、千葉県、徳島県、栃木県、東京都、奈良県、兵庫県、三重県、山梨県、和歌山県

2. クビアカツヤカミキリの特徴

- クビアカツヤカミキリは、体長約2.5～4cm程度のカミキリムシで、全体的に光沢のある黒い体と赤い胸部（首の部分）が特徴です。
- 幼虫が入り込んだ樹木からは、木の根元等にうどん状のフラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもので、細いかりんとうのようなものです）が排出されます。



今回発見された個体（撮影：長野県）



大量に排出されたフラス（提供：群馬県）

3. クビアカツヤカミキリによる影響

- クビアカツヤカミキリの幼虫がサクラ、モモ、ネクタリン、アンズ、ウメ、スモモ、プルーン等の樹木の内部に入り込み、内部を食い荒らすことで、樹木を衰弱させたり、枯死の原因となります。
- 上記等のバラ科の樹木を好むため、農産物にも甚大な被害を及ぼす可能性があります。

「特定外来生物」

外来生物法では、外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害の防止を目的に特定外来生物を指定し、これらの生きた個体を持ち運んだり、飼育したりすることを禁止しています。

大量に排出されたフラス（提供：群馬県）

「参考」：環境省チラシ「クビアカツヤカミキリは、特定外来生物に指定されています。」

https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/g_kubiakatsuyakamikiri_kaitei.pdf

「連絡先等について」

クビアカツヤカミキリと思われる個体を見つけた場合は、逃がさずに発見次第殺虫剤の使用や踏みつけなどにより、その場で駆除してください。その際は、可能な範囲で写真を撮る等して、発見日時、発見場所、発見時の周りの状況等を下表まで連絡してください。（個体は死んでいても大丈夫です）。

農地以外で発見した場合＝長野県環境部自然保護課：026-235-7180

長野地域振興局環境・廃棄物対策課：026-234-9590

農地で発見した場合＝長野県農政部農業技術課：026-235-7222

長野県農業試験場病害虫防除部：026-248-6471

長野農業農村支援センター 技術経営普及課：026-234-9536